

佐 賀 市
一般廃棄物処理基本計画
【改定版】

【概 要 版】

令和2年3月

佐 賀 市

ごみ処理基本計画

1. ごみの処理体制

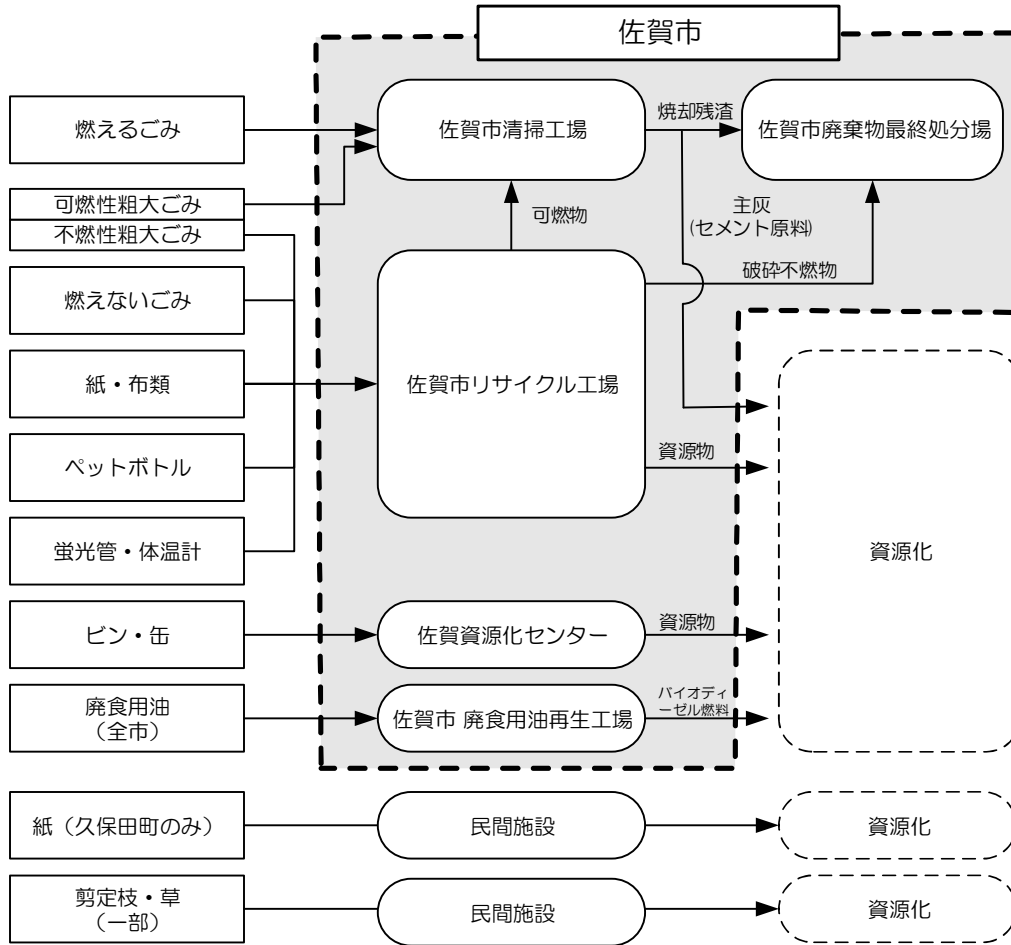
本市のごみ処理は、佐賀市（佐賀地区※1）・大和町・富士町・川副町・東与賀町・久保田町）と、脊振共同塵芥処理組合（諸富町・三瀬村）で行っています。

ごみの種類ごとの流れは、以下のとおりです。

項目	佐賀市 (佐賀地区、大和町、富士町、川副町、東与賀町、久保田町)	脊振共同塵芥処理組合 (諸富町・三瀬村)
燃えるごみ	<ul style="list-style-type: none"> 「佐賀市清掃工場」において、焼却処理している。 焼却灰のうち主灰は、セメントの原料としてセメント業者に引き渡し、飛灰は、「最終処分場」において埋立処分を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「脊振広域クリーンセンター（焼却施設）」において、焼却処理している。 焼却残渣は、熔融処理し、スラグやメタルに資源化を行っている。
燃えないごみ 粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 「佐賀市リサイクル工場」において選別・破碎・圧縮処理を行っている。 処理後は、資源化できるものは資源化を行い、それ以外のは、「佐賀市清掃工場」において焼却処理又は「最終処分場」において埋立処分している。 	<ul style="list-style-type: none"> 「脊振広域クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）」において、選別・破碎・圧縮処理を行っている。 処理後は、資源化できるものは資源化を行い、それ以外のは、「脊振広域クリーンセンター（焼却施設）」において焼却・熔融処理している。
紙・布類	<ul style="list-style-type: none"> 紙類は「佐賀市リサイクル工場」において選別・梱包し、資源化業者に引き渡している。 久保田町の紙類は、製紙会社が収集し資源化を行っている。 布類は「佐賀市リサイクル工場」において選別し、資源化業者に引き渡している。 	<ul style="list-style-type: none"> 「脊振広域クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）」において選別・梱包し、資源化業者に引き渡している。 *ただし、布類は除く。
ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> 「佐賀市リサイクル工場」において選別・圧縮・梱包し、資源化業者に引き渡している。 	<ul style="list-style-type: none"> 「脊振広域クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）」において選別・圧縮・梱包し、資源化業者に引き渡している。
トレイ	—	<ul style="list-style-type: none"> 「脊振広域クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）」において選別・圧縮・梱包し、資源化業者に引き渡している。
ビン・缶	<ul style="list-style-type: none"> ビンは「佐賀資源化センター」において選別し、資源化業者へ引き渡している。 缶は「佐賀資源化センター」において選別・圧縮し、資源化業者へ引き渡している。 	<ul style="list-style-type: none"> ビンは「脊振広域クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）」において選別し、資源化業者へ引き渡している。 缶は「脊振広域クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）」において選別・圧縮し、資源化業者へ引き渡している。
廃食用油	<ul style="list-style-type: none"> 「佐賀市廃食用油再生工場」において、バイオディーゼル燃料化を行っている。 * 諸富町、三瀬村の廃食用油も含む。 	—
体温計 蛍光管	<ul style="list-style-type: none"> 「佐賀市リサイクル工場」において、保管し、資源化業者へ引き渡している。 	<ul style="list-style-type: none"> 「脊振広域クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）」において、保管し、資源化業者へ引き渡している。* 乾電池も含む

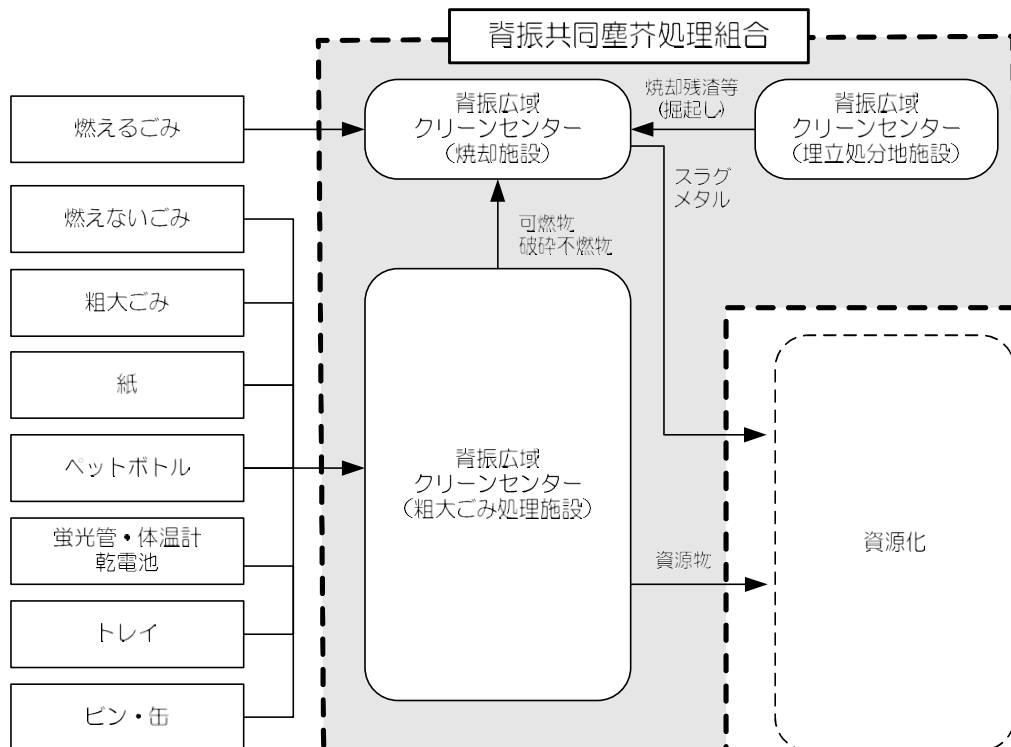
※1 佐賀地区とは、平成 17 年 10 月の市町村合併前の佐賀市の区域

【佐賀地区、大和町、富士町、川副町、東与賀町、久保田町のごみ処理フロー】



※剪定枝(一部)については、市の施設でも資源化

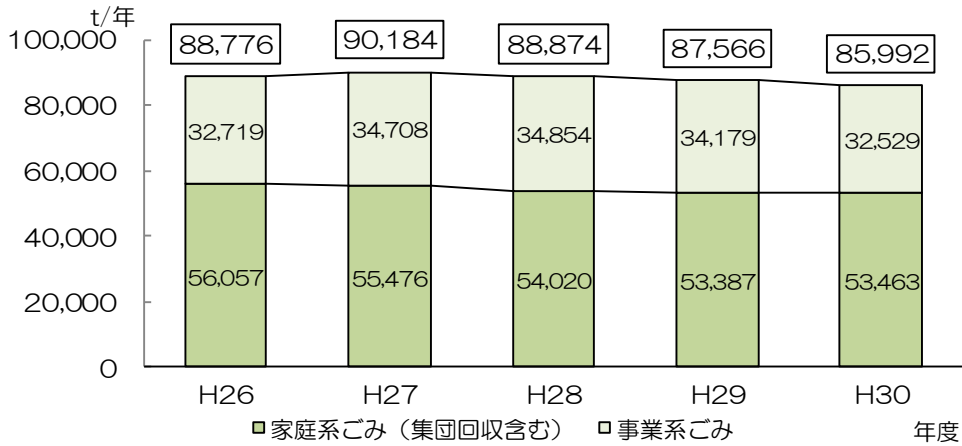
【諸富町、三瀬村のごみ処理フロー】



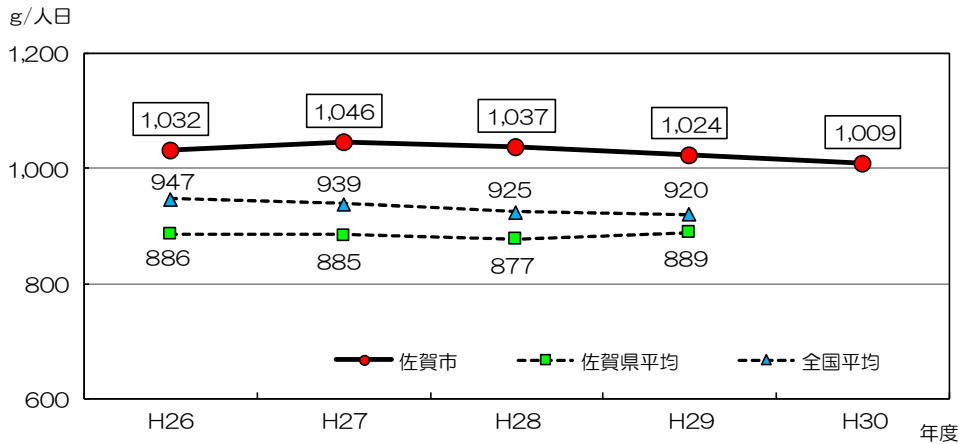
2. ごみ排出量

年間のごみ排出量の推移をみると、平成 28 年度以降減少傾向となっており、平成 30 年度では 85,992 t まで減少しています。1 人 1 日当たりごみ排出量も同様の傾向にあり、平成 30 年度は 1,009g まで減少しています。また、1 人 1 日当たりのごみ排出量を全国平均及び佐賀県平均と比較してみると、いずれも多い状況にあります。

ごみ種類別排出量割合については、平成 30 年度の実績でみると、燃えるごみが 86.2% と大半を占めており、続いて資源物が 6.7%、粗大ごみが 3.0%、燃えないごみが 2.7% の順となっています。この割合は、近年、概ね同じ割合となっています。

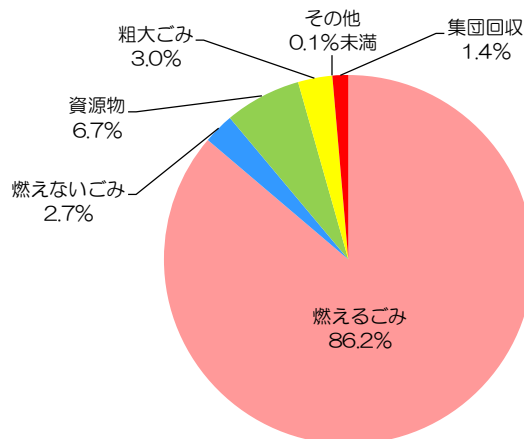


【年間ごみ排出量の推移】



注) 1 人 1 日当たりごみ排出量 = (家庭系ごみ (集団回収含む) + 事業系ごみ) ÷ 総人口 ÷ 年間日数

【1 人 1 日当たりごみ排出量の推移】



【平成 30 年度のごみ種類別排出量割合】

3. リサイクルと最終処分状況

本市のリサイクル率は、平成30年度において18.2%となっており、前年度と比較しますと0.3ポイント減少しています。また、平成29年度の実績値で全国平均や県平均と比較しても下回っていますので、更なるリサイクル率の向上に向けた取組みが必要となっています。

一方、本市の最終処分率は、平成30年度において3.6%となっており、平成29年度の実績値で全国平均や県平均と比較するといずれも上回っています。

項目	リサイクル率 【総資源化量÷(排出量(処理量)+集団回収量)】	最終処分率 【最終処分量÷(排出量(処理量)+集団回収量)】
本市(H30)	18.2%	3.6%
本市(H29)	18.5%	3.4%
県平均(H29)	20.8%	3.6%
全国平均(H29)	20.2%	9.0%

注) 1.総資源化量=集団回収量+直接資源化+中間処理後資源化量
2.最終処分量=直接最終処分量+中間処理後最終処分量
3.県・国は処理量

資料:佐賀県・国「一般廃棄物処理実態調査結果(平成29年度)」

4. ごみ処理や取組みに関する課題

本計画のごみ処理や取組みに関する課題は以下の通りです。

区分	課題内容
2R(リデュース(発生抑制)・リユース(再利用))の更なる推進、適正処理の更なる推進	<p>市民に対し、環境に配慮したライフスタイルの提案や生ごみの減量に取り組むための情報提供や支援などが必要。</p> <p>事業者に対し、「拡大生産者責任」の考えのもと、廃棄されにくい又はリユースしやすい製品の開発及び生産などの啓発、「排出事業者責任」の考えのもと、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任で処理することを周知徹底することが必要。</p>
食品ロスの削減	<p>全国の傾向と同様に、本市においても大量の食品ロス(※ごみ質組成調査結果では、ちゅう芥類が最も多く、その中でも、調理くず、手付かず食品が大部分を占めていた。)が発生している。</p> <p>食品ロスを含む多くのごみを廃棄するため、ごみ処理に多額のコストがかかっており、また、可燃ごみとして燃やすことで、CO₂排出や焼却後の灰の埋め立て等による環境負荷の問題が考えられるため、今後も継続して食品ロス削減に対する取組みの実施が必要。</p>



区 分	課題内容
事業系ごみの減量	<p>事業所単位でごみ減量に取り組む体制づくりの研究・検討の実施や生ごみと紙ごみの減量に重点をおいた施策の展開を図ることが必要。</p>
市全域での分別方法の統一	<p>一部事務組合の地区も含めた市全域での分別方法の統一を目指し、効果的な市民への啓発や効率的な施設の運営のあり方を含めた研究・検討が必要。</p>
若い世代への啓発	<p>若い世代に対し、知識としての3Rではなく、実際に行動を起こさせるための取組みのあり方について研究・検討を行うことが必要。</p>
海洋プラスチック問題	<p>近年、海洋中のマイクロプラスチックが、様々な深刻な問題を起こしており、国連では、2015年9月に持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの1つとして「2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」が掲げられている。</p> <p>本市が実施したごみ質組成調査でのプラスチック類の割合は、容積割合で見ると最も多く、約5割（50.6%）を占めており、本市では、これまで「マイバッグキャンペーン」や「マイバッグ持参・ノーレジ袋実施率調査」、「トレイ等店頭回収している品目と店舗名の市民への情報提供」などを実施し、レジ袋等のワンウェイプラスチック類削減を推進してきたが、今後も継続が必要。</p> 

5. 基本理念と基本方針

本市では、『循環型社会』の実現のため、市民・事業者・行政が一体となり、3R（発生抑制・再使用・再生利用）の取り組みを推進し、環境に配慮した安全で効率的なごみの適正処理を行っていく『ごみゼロをめざした循環型社会の実現』を目指していきます。

■基本理念

市民・事業者・行政の3者協働による
ごみゼロをめざした循環型社会の実現

■基本方針

ごみの発生抑制・再使用・再生利用

(リデュース、リユース、リサイクル=3R)の推進

市民・事業者・行政が一体となり、「発生抑制」(リデュース)、「再使用」(リユース)、「再生利用」(リサイクル)の3Rの取り組みを推進することにより、循環型社会の実現を目指します。

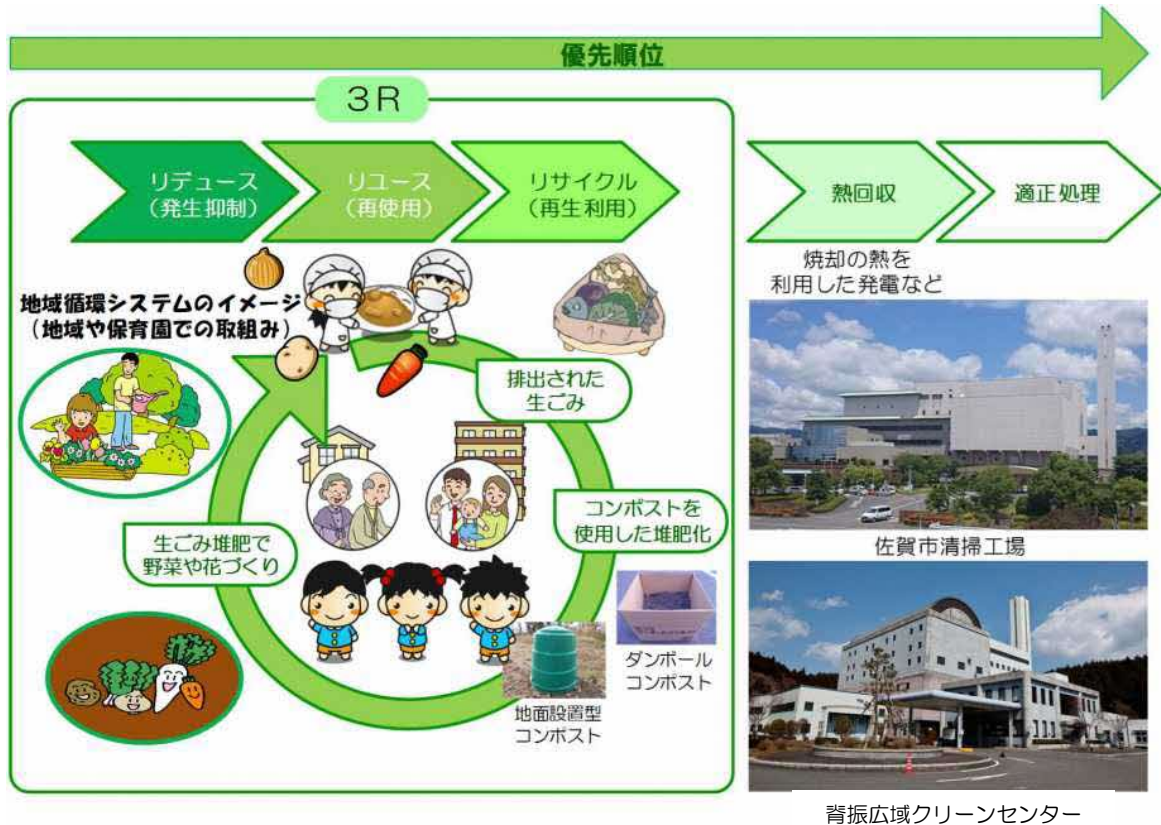
地域循環システムの確立

3Rの取り組みの一環として、地域内で発生したごみを地域ぐるみで減量や資源化などに取り組むためのシステムの確立を目指します。

適正処理の推進

環境に配慮した安全で効率的なごみの適正な処理を行っていきます。

現在稼働している施設においては、排出されたごみを適正に処理・処分していくとともに、適正な運転管理を行っていきます。



6. 数値目標

■ごみ排出量の目標

- ◆ 本市の1人1日当たりごみ排出量は減少傾向であるが、食品ロス対策の強化や適正分別の徹底など、更なるごみ減量の推進を図ることで、現行の目標値(964g/人日)より上方修正します。
- ◆ 目標達成後の1人1日当たりごみ排出量の目標値は、令和6年度において **938g/人日**とします。
- ◆ ごみ排出量の目標は、令和6年度において、平成25年度に対し、1人1日当たりごみ排出量を **10%削減**するものとします(現行8%削減)。

家庭と事業者のごみ排出量の目標

○家庭系ごみは、

1人1日当たりごみ排出量について

平成25年度比で9%削減

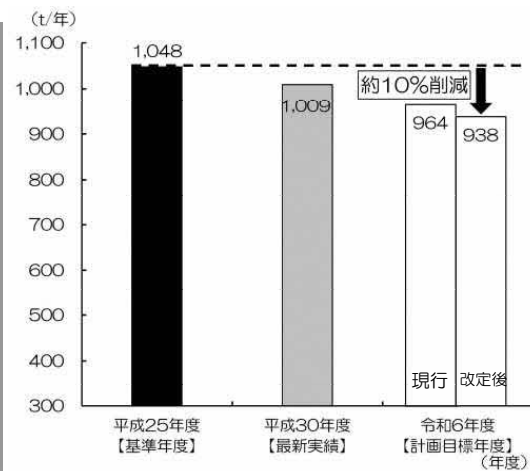
(62g/人日削減)

〔現行の8%削減(53g/人日削減)より上方修正〕

○事業者ごみは、

1日当たりごみ排出量について

平成25年度比で15%削減(現行と同じ)

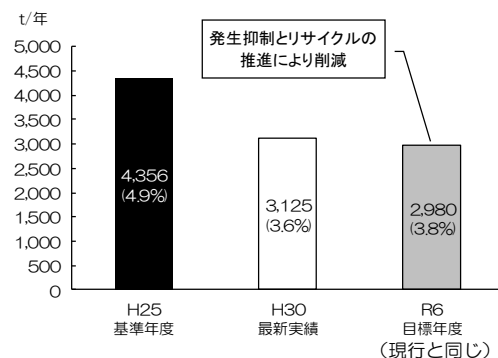
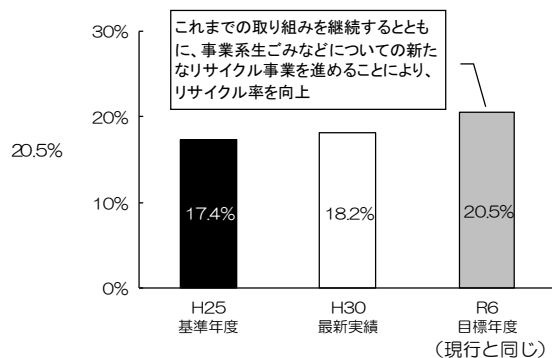


■リサイクル率の目標

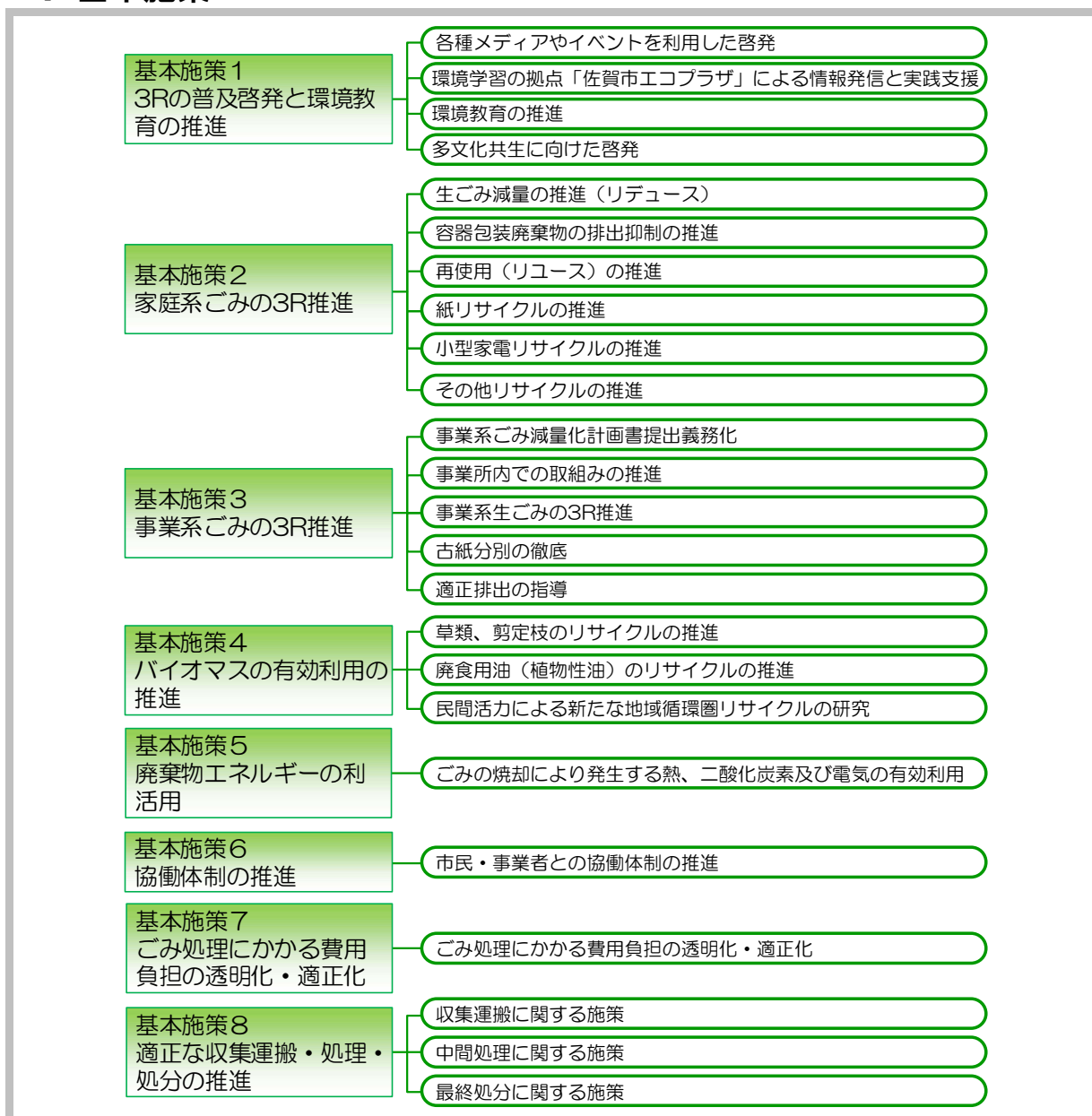
- ◆ 古紙などの分別徹底の啓発や剪定枝や草の資源化を推進するとともに、新たなリサイクルを進めることにより、リサイクル率を令和6年度で **20%以上(現行と同じ)**とします。

■最終処分量の目標

- ◆ 最終処分量は、ごみの発生抑制とリサイクルの推進により、令和6年度までに **3,000 t 程度(最終処分率 3.8%(現行と同じ))**とします。



7. 基本施策



◎基本施策1 3Rの普及啓発と環境教育の推進


区分	取り組み例
各種メディアやイベントを利用した啓発	○市報、ホームページ、新聞、生活情報誌、テレビ、ラジオによる広報
	○ごみカレンダー・分別表の作成、配布
	◎ごみカレンダーWeb アプリの配信
	○さが環境フェスティバルでの啓発
	○高校生エコチャレンジ
	◎各種3R啓発用リーフレットの作成・配布（ダンボールコンポスト、ペットボトル、古紙、食品ロスなど）
	◎ごみ分別に関するAIチャットボットの導入
	◎見える化システムの導入による電力の地産地消の啓発

○は継続、◎は現行計画策定時以降に追加

区分	取り組み例
環境学習の拠点「佐賀市エコプラザ」による情報発信と実践支援	○施設見学案内、3Rに関する展示
	○3Rに関する各種講座やイベントの開催
	◎佐賀市エコプラザのリニューアル
	◎佐賀市エコプラザの利活用推進（会議室利用促進、環境イベント等の誘致）
環境教育の推進	○小学生向け副読本「くらしとごみ」の作成・配布
	◎出前講座（ごみ分別編、食品ロス編、海洋プラスチック編）の実施
	◎エコプラザ会議室利用者などを対象としたミニ講座（5分講座）の実施
	◎環境学習用教材を用いた出前授業による電力の地産地消の広報活動
	◎インターンシップの受入れ
	●「家庭ごみ減量&分別ナビ（仮称）」の作成検討
多文化共生に向けた啓発	◎外国人のためのごみ出しガイドの作成・配布
	●外国人のためのごみの出し方解説動画の配信
	●多文化共生出前講座（ごみ出し編）の実施

○は継続、◎は現行計画策定時以降に追加、●は新規

◎基本施策2 家庭系ごみの3R推進

区分	取り組み例	
生ごみ減量の推進（リデュース）	○生ごみ堆肥化を促進するため、生ごみ減量体験型講座の開催、生ごみ処理容器に関する相談対応、地域や学校などで生ごみ堆肥化に取り組む際の支援などを実施	
	○家庭用生ごみ処理容器の購入費補助	
	◎もったいないプロジェクト（家庭版3010運動の推進）	
	◎クックパッド（消費者庁のキッチン）によるエコ料理レシピの紹介	
	●家庭用生ごみ処理容器（電動タイプ）の購入費補助の検討	
容器包装廃棄物の排出抑制の推進	●フードドライブ活動の広報啓発	
	レジ袋の削減  マイバッグ	○マイバッグキャンペーン（スーパーの店頭での呼びかけ） ○マイバッグ持参・ノーレジ袋実施率調査 ○佐賀県マイバッグ・ノーレジ袋推進店への登録勧誘
	トレイ、その他プラスチック製容器包装の削減	○店頭回収している品目と店舗名の市民への情報提供
	飲料用容器包装（ペットボトル、ビン、缶）の削減	○マイボトル・マイカップキャンペーン（イベント等でのマイボトル・マイカップ持参の呼びかけなど） ●海洋プラスチック問題啓発用リーフレットの作成・配布の検討（マイバッグ・マイボトル・マイカップ等の普及啓発を含む）

○は継続、◎は現行計画策定時以降に追加、●は新規

区 分	取り組み例
再使用（リユース）の推進	○不要品の受入や再生・販売、リユース食器・リユーススーツケースの貸し出し、エコマーケット、リペア（修理・修繕）相談（佐賀市エコプラザ主催）
	●民間のリユースショップの情報提供
紙リサイクルの推進	○雑がみの紙袋分別の更なる推進
	○資源物の集団回収に対する奨励金交付
小型家電リサイクルの推進	○小型家電のピックアップ回収及びイベント回収
	◎小型家電（携帯電話、スマートフォン、小型デジタルカメラ）の拠点回収
その他リサイクルの推進	◎蛍光管リサイクルの実施
	●乾電池リサイクルの検討
	●二次電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池）リサイクルの検討

○は継続、◎は現行計画策定時以降に追加、●は新規

◎基本施策3 事業系ごみの3R推進

区 分	取り組み例
事業系ごみ減量化計画書提出義務化	○多量排出事業者への事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の作成及び提出や廃棄物減量等推進責任者の選任の義務化
	○廃棄物減量等推進責任者研修会の開催
事業所内での取り組みの推進	○佐賀市3R推進パートナー認定事業者の募集及び広報
	○事業系ごみ減量の優良事例紹介
事業系生ごみの3R推進	◎もったいないプロジェクト（3010運動、食品ロスゼロ推進店登録制度）
	○多量排出事業者への訪問調査や廃棄物減量等推進責任者研修会での食品リサイクルに関する情報提供
	○廃棄物処理業者等との食品リサイクルに関する勉強会
	◎民間食品リサイクル業の創業に向けた支援
	●食品リサイクル産業支援のための補助制度の検討
	●排出事業者が自己処理を行うための生ごみ処理機等設置補助制度の検討
●フードバンク活動の広報啓発	
古紙分別の徹底	○主に紙ごみを多く排出する事業所を対象とした事業所訪問
適正排出の指導	○搬入検査員によるダンピング調査
	○事業所への訪問調査及び指導

○は継続、◎は現行計画策定時以降に追加、●は新規

◎基本施策4 バイオマスの有効利用の推進

区分	取り組み例
草類、剪定枝のリサイクルの推進	○本市施設に持ち込まれた剪定枝のチップ化と市民への配布 ○草類及び剪定枝の処分について許可業者の積極的な活用
廃食用油（植物性油）のリサイクルの推進	○廃食用油の拠点回収 ●廃食用油からの高品質バイオディーゼル燃料の精製
民間活力による新たな地域循環圏リサイクルの研究	◎民間による廃食用油リサイクル（バイオジェット燃料精製）の研究支援 ●清掃工場の課題解決に向けた新たなリサイクル（生ごみ、紙おむつ、草・剪定枝など）の研究

○は継続、◎は現行計画策定時以降に追加、●は新規



回収ボックス



使用済み天ぷら油



市営バス



ごみ収集車

◎基本施策5 廃棄物エネルギーの利活用

区分	取り組み例
ごみの焼却により発生する熱、二酸化炭素及び電気の有効利用	○清掃工場において発電した電気の利活用
	○清掃工場から発生する熱エネルギーの利活用
	◎清掃工場から発生する二酸化炭素の農業等への利活用
	●清掃工場から発生する熱エネルギーのうち未利用熱の調査と有効活用

○は継続、◎は現行計画策定時以降に追加、●は新規

【佐賀市における「地域エネルギーセンター」としての清掃工場と周辺施設のイメージ（熱利用）】



◎基本施策6 協働体制の推進

区分	取り組み例
市民・事業者との協働体制の推進	○NPO法人のノウハウやネットワークを活用したごみ減量に関する啓発
	○佐賀市環境保健推進協議会と連携した家庭系ごみ減量に関する啓発
	○本市の収集運搬業の許可業者と連携した事業系ごみ減量に関する啓発
	○事業系ごみの処理及び減量に関する意見交換会
	○災害廃棄物の処理時における市民や事業者との協働

○は継続

◎基本施策7 ごみ処理にかかる費用負担の透明化・適正化

区分	取り組み例
ごみ処理にかかる費用負担の透明化・適正化	○ごみ処理原価の算出による処理費用の透明化
	○ごみ処理原価を反映した手数料設定（排出量に応じた負担の公平化）の検討

○は継続

◎基本施策8 適正な収集運搬・処理・処分の推進

区分	取り組み例
収集運搬計画	○資源物持ち去り行為防止対策
	○ごみステーションの維持管理対策
	●持込み料金の見直しに関する検討
中間処理計画	○リサイクル（再生利用）の推進
	○燃えるごみの適正処理
	○焼却施設の跡地利用
最終処分計画	○埋立対象物の最小化の推進と新たな資源化に向けた検討
	○最終処分場の適正管理
	○最終処分場の跡地利用

○は継続、●は新規

■処理主体

排出者	排出抑制 再生利用	収集運搬	中間処理	最終処分
市民	市民	本市 脊振共同 塵芥処理組合	本市 脊振共同 塵芥処理組合	本市 脊振共同 塵芥処理組合
事業者	事業者	事業者 (許可業者)	事業者 本市 脊振共同 塵芥処理組合	事業者 本市 脊振共同 塵芥処理組合

8. その他

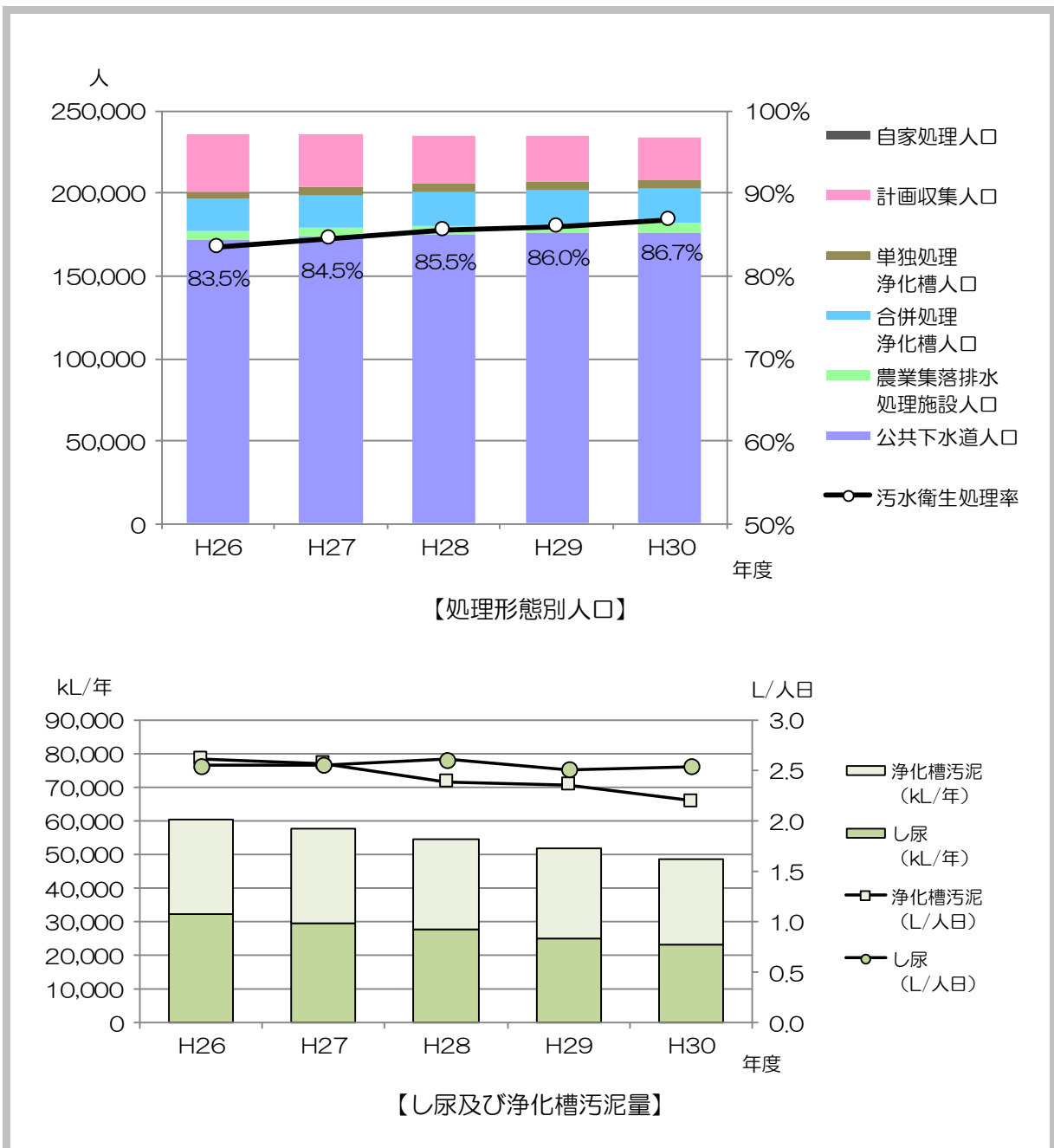
区分	取り組み例
地域環境美化 推進活動	「川を愛する週間」
	県内一斉「ふるさと美化活動」
	市民一斉清掃の日
	アダプト・プログラム ～さわやかマイタウンSAGA～
不法投棄対策	市ホームページや市報などを活用した啓発
	監視カメラや防止看板の設置
	地域と連携した環境パトロールや、発見した投棄物の迅速な撤去
災害廃棄物対策	災害時には状況に応じ、県、近隣市町、関係業者との連携体制を構築

生活排水処理基本計画

1. し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

本市の処理形態別人口は、公共下水道人口の増加により、し尿収集人口が減少しています。公共下水道接続等により、生活雑排水を処理している人口の割合である汚水衛生処理率は、年々向上しており平成30年度は86.7%となっています。

本市管内から排出されるし尿の排出量は、公共下水道等の整備や合併処理浄化槽の普及により年々減少傾向となっています。また、同様に浄化槽汚泥の排出量も年々減少傾向となっていますが、これは市営浄化槽事業により合併処理浄化槽が普及している一方で、公共下水道への接続により基数自体が減少していることによるものと考えられます。



2. 生活排水処理の基本方針

- ① 市内全域において生活排水対策の必要性について啓発活動を推進します。
- ② 公共下水道または農業集落排水が整備されている地区においては、当該施設への切り替えを推進します。
- ③ 公共下水道または農業集落排水処理区域外の地区においては、合併処理浄化槽への転換を推進します。
- ④ 排出されるし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理します。

3. 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	本市
農業集落排水処理施設		本市及び個人等
合併処理浄化槽		個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	本市 天山地区共同衛生処理場組合 三神地区環境事務組合

4. 処理の目標

本市における汚水衛生処理率は、86.7%（平成30年度）です。

計画目標年度の令和6年度までに90.2%とすることを目標とします（現行96.2%）。

項目	平成30年度	令和6年度 (計画目標年度)
汚水衛生処理率	86.7%	90.2%

5. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

区分	施策内容
排出抑制・再資源化計画	<ul style="list-style-type: none"> 市民への啓発 公共下水道等への早期接続、浄化槽管理の重要性などを啓発
	<ul style="list-style-type: none"> 清掃業者への指導 浄化槽汚泥の適切な量の引き抜きを指導
	<ul style="list-style-type: none"> 脱水汚泥の有効利用 焼却処理による熱回収や堆肥化などに有効利用
収集運搬計画	<ul style="list-style-type: none"> 収集運搬体制の維持 現状の収集運搬体制の継続
	<ul style="list-style-type: none"> 許可業者への指導 収集・運搬から搬入に至る運行計画の指導
中間処理計画	<ul style="list-style-type: none"> 現体制の維持 将来的なし尿処理施設のあり方について検討
最終処分計画	<ul style="list-style-type: none"> 処理過程から発生する残渣の適正処分の推進

6. その他

区分	施策内容
市民に対する 広報・啓発活動	生活雑排水対策の必要性、合併処理浄化槽設置の必要性などについて周知を図るため、広報・啓発活動を実施
施策推進体制と 諸計画との調整	公共下水道計画等の生活排水関連施設整備計画との整合
災害廃棄物対策	「地域防災計画」や「災害廃棄物処理計画」に基づく適正処理